

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。また、キャッシュカードを発行した場合で当金庫の自動機で通帳により払い戻すときは、届出の暗証番号にて本人の確認を行います。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることができます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前2項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じです。）による払戻請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

3. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金及び公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組み入れます。その際、1円未満の端数は切り捨てます。
 - (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は10万円型については10万円、30万円型については30万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ② 每日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」
- (注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で開設した口座は、店頭に表示する毎日の金額階層別区分別の利率を適用します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第4項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条

第4項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳及び届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (3) 次の各号のいずれかにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 流動性預金共通規定第10条（譲渡・質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は流動性預金共通規定第13条（取引の制限等）第1項及び第2項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 流動性預金共通規定第13条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) 預金者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳及び届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の届出又は保証人を求めることがあります。

7. (流動性預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）を適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)